

発行日 1994年7月15日

編集人 横浜市グループホーム連絡会

横浜市中区本牧満塚10本牧生活の家内

TEL 045(623)5318 FAX 045(623)5319

昭和51年12月22日第3種郵便物認可

KS K通巻1070号(毎月4回5・15・20・25日発行)



## 自分の暮らしは自分で決める

グループホーム下宿屋運営委員長

横田 弘

たり介助者を見つけたりしながら、「僕たちもこうやって生きることができるんだよ。」という姿をまわりの人たちに見せてきました。

まわりの人たちも私たちのそうした姿を見て、いろいろと手助けをしてくれるようになり、今ある地域作業所やグループホームが作られてきたのです。

しかし、ここで気をつけなければならないことは、せつねくある作業所やグループホームが、いつの間にか障害者でないまわりの人たちの考え方によつて動かされてしまうことなのです。

まわりの人たちも決して障害者のためにならないようなことをしようと考えているわけではありません。しかし、「障害者のために」という気持ちが、時によると障害者の考え方を押さえてしまうことがあるのです。いくら危険なっかしく見えても、時には失敗することがあります。けれども人が生きるために、そうしたのも、私たち障害者は自分が考えた生き方をしたいという気持ちが強いわけです。

これまでの障害者の暮らしはと言えば、生まれる時から死ぬ時まで全部まわりの人たちの考え方によつて決められてきたわけです。どこの保育園や学校へ行くかといふことから始まって、仕事を選ぶこと、どこに住むかということ、何を食べるか、どこへ行くかなど、まわりの人の考え方で決められていきました。町の中でも暮らすのは無理だといわれた仲間たちは施設の中で暮らしていましたが、ここでは朝起きる時間からトイレの回数まで決められているという、およそ人間の生き方としては許されないことが平氣で行われてきたのです。

私たち「もうそんな暮らしは嫌だ。自分の事は自分で決めたい。」という願いから、自分でアパートを探し

グループホーム「下宿屋」では、こうした考え方の中でも全部のことを障害者自身が決めています。いろいろな失敗もあります。けれども人が生きるために、そうしたことの大切な道順なのではないでしょうか。

「障害者のことは障害者が決める」少なくとも障害者の住むところは障害者自身の考え方で運営して行かなければならぬ。これがグループホームの基本認識であることをしつかりわかつていただきたいと思います。

# ゆめはま 1010 プラン 基本計画案

## に 対する見解

当事者の望む  
やり方で!

横浜市がこのたび発表したゆめ  
はま1010プランについて、私た  
ちグループホーム連絡会は今後の  
横浜市の障害者福祉の行く末に大  
きな不安を感じずにはいられませ  
ん。

まず、このプランの策定過程に  
大きな問題があると考えます。横  
浜市は障害者の意見をアンケート  
や聞き取り調査によって聞いたと  
説明していますが、アンケートだ  
けでは策定に当事者が参加したと  
いうことにはならないと思います。  
その結果、当事者不在の横浜市の  
姿勢はプラン全体に流れています。  
市民として障害者が求めるサービ  
スとはかけはなれた計画が行政主  
導のもとでできあがつてしまつた  
ことに心の底から憤りを感じます。  
長期計画とという性格からして今  
後の障害者の生活に大きな影響を

与えるにもかかわらず、当事者を  
含めた検討委員会を設けなかつた  
ことは大きな問題です。あるサー  
ビスを実施するにしても、どのよ  
うな形で実施すれば障害者の生活  
に最も役立つサービスとなるのか  
については当事者と検討すること  
が一番的確な方法ではないでしょ  
うか。

またこのプランが発表されてか  
らの対応にも大きな問題があると  
考えます。6月9日に全体説明が  
行なわれて、意見述べる期間が  
7月20日までという短さ。さらに  
関心を持った人たちがたくさん集  
まつたことをあまり歓迎していな  
いようのみえる横浜市民生局の姿  
勢。意見をきちんと聞こうとしな  
い姿勢には不快の念を禁じ得ませ  
ん。市民不在の横浜市の姿勢には  
大きな問題があります。

見て、具体的な施策についての  
見解ですが、今回新しく登場して  
きたディサービスセンター。横浜  
市の説明によると地域活動ホーム  
の事業に加えて、障害者からの二一  
抗を感じていました。住環境整備  
事業もなかつた時代で充分な改造  
もできず、彼はグループホームの  
おふろに入りに来ることになりま  
した。

また家の事情でおふろに入れな  
い障害者が、作業所が終ったあと  
に介助者と一緒に銭湯にいくとい  
うこともあちこちで自然に行なわ  
れていることです。

「おふろに入る」という二一  
がある時、その中には「普通に」  
という希望が含まれています。か  
らだを洗うことだけを求めている  
わけではありません。ところが現  
在行なわれている入浴サービスは  
いわゆる「ゆっくりおふろにでも  
入って一日の汗を流そうか」とい  
うような普通の入浴ではありませ  
ん。どうして現在の入浴サービス  
を拒む人がいるのかといふことと、  
それを乗り越えるサービスとはど

さて、具体的な施策についての  
見解ですが、今回新しく登場して  
きたディサービスセンター。横浜  
市の説明によると地域活動ホーム  
の事業に加えて、障害者からの二一  
抗を感じていました。住環境整備  
事業もなかつた時代で充分な改造  
もできず、彼はグループホームの  
おふろに入りに来ることになりました。  
また家の事情でおふろに入れな  
い障害者が、作業所が終ったあと  
に介助者と一緒に銭湯にいくとい  
うこともあちこちで自然に行なわ  
れていることです。

「おふろに入る」という二一  
がある時、その中には「普通に」  
という希望が含まれています。か  
らだを洗うことだけを求めている  
わけではありません。ところが現  
在行なわれている入浴サービスは  
いわゆる「ゆっくりおふろにでも  
入って一日の汗を流そうか」とい  
うような普通の入浴ではあります  
。どうして現在の入浴サービス  
を拒む人がいるのかといふことと、  
それを乗り越えるサービスとはど

横浜市がこのたび発表したゆめ  
はま1010プランについて、私た  
ちグループホーム連絡会は今後の  
横浜市の障害者福祉の行く末に大  
きな不安を感じずにはいられませ  
ん。

まず、このプランの策定過程に  
大きな問題があると考えます。横  
浜市は障害者の意見をアンケート  
や聞き取り調査によって聞いたと  
説明していますが、アンケートだ  
けでは策定に当事者が参加したと  
いうことにはならないと思います。  
その結果、当事者不在の横浜市の  
姿勢はプラン全体に流れています。  
市民として障害者が求めるサービ  
スとはかけはなれた計画が行政主  
導のもとでできあがつてしまつた  
ことに心の底から憤りを感じます。  
長期計画とという性格からして今  
後の障害者の生活に大きな影響を

与えるにもかかわらず、当事者を  
含めた検討委員会を設けなかつた  
ことは大きな問題です。あるサー  
ビスを実施するにしても、どのよ  
うな形で実施すれば障害者の生活  
に最も役立つサービスとなるのか  
については当事者と検討すること  
が一番的確な方法ではないでしょ  
うか。

またこのプランが発表されてか  
らの対応にも大きな問題があると  
説明していますが、アンケートだ  
けでは策定に当事者が参加したと  
いうことにはならないと思います。  
その結果、当事者不在の横浜市の  
姿勢はプラン全体に流れています。  
市民として障害者が求めるサービ  
スとはかけはなれた計画が行政主  
導のもとでできあがつてしまつた  
ことに心の底から憤りを感じます。  
長期計画とという性格からして今  
後の障害者の生活に大きな影響を

のようなものなのかといふ検討

るべきではないでしょうか。

が必要なのではないでしょうか。

サービスの重要な点は本人にとつて、屈辱的なサービス内容になつて

いないかということと、そのサー

ビスを利用した時に生活の流れを

大きく変えずに利用できるかとい

うことではないかと考えます。

今回のデイサービスセンターで

の入浴サービスは、時間というこ

とを考えても、入浴の仕方という

ことを考えて、も普通の暮らし方と

はあまりにもかけはなれているの

ではないでしょうか。

また横浜市はケア付き住宅につ

いて、すでに生活技術を備えてい

て介助サービスが提供されれば独立した生活を営める重度障害者に

対して、効率よく介助を提供する

ものと位置づけているところで

す。しかし十五年後、たくさんの

障害者が地域の中で生活している

ことを想定するならば、どこにい

てもその介助に対応していく介

助者派遣のシステムを基本に据え

## 活動木一ム建設 要綱の存続を!

から、建設要綱を廃止すべきでは

ありません。

横浜市がどんなに今ある活動ホー

ムの強化を説いても、一方で新設

を認めないというのでは、いつか

は消え行くものという位置付けに

しかならないでしょう。

### 当事者の選択権の保障を!

地域でサービスを展開する時に

課題です。いろいろな形のサービ

スがあつて、さらに障害者本人が

選択できるという保障があること

で、サービスの質は結果的に向上

します。つまり法人立のものと運

営委員会形式のものがあり、双方

が対等に運営していく状態を横

浜市がつくってはじめて、お互い

に質を高めあうことができるの

はないでしょうか。選択の場が限

とは、これから分區する地域には

活動ホームはないという状態にな

ります。まだまだ活動ホームを必

要としているところがあるので



べきではないでしょうか。  
横浜市の福祉は、この十数年間、  
曲がりなりにも障害者が地域の中  
で自然な生活を送ることを模索し、  
追求してきたと思います。  
この流れからすれば、重要な  
は、その人の住みたいところで生  
活を続けられるようにするための  
制度です。住環境整備事業の発展  
と、障害者の家に介助者を派遣し  
て生活（入浴やトイレ等）を支え  
る制度ではないでしょうか。特に  
後者についてあいまいな今回のプ  
ランは基本的に見直すべきである  
と考えます。

また屋間の施策においては、地  
域活動ホームの新たな建設を廃止  
するとの横浜市の方に向転換に大  
変大きな不安を感じます。

地域活動ホームは長年にわたり  
作業所をはじめとする地域活動の  
拠点として展開されてきたもので  
す。地域活動ホームは所属をとわ  
ず、障害者とわず地域の障害者  
をいろいろな形で柔軟に受け入れ  
てきた場です。グループホームの  
入居者にとっても週末等の活動の  
場として、ここ数年少しづつ充実  
されて来つつあるところです。ま  
た、活動ホームは地域作業所の環  
境を改善することにも大きな貢献  
をしています。さらに今活動ホー  
ムの建設要綱を廃止するというこ  
とを想定するならば、どこにい

てもその介助に対応していく介  
助者派遣のシステムを基本に据え  
ます。

横浜市がつくってはじめて、お互  
いに質を高めあうことができるの  
はないでしょうか。選択の場が限  
るべきではないでしょうか。  
横浜市の福祉は、この十数年間、  
曲がりなりにも障害者が地域の中  
で自然な生活を送ることを模索し、  
追求してきたと思います。  
この流れからすれば、重要な  
は、その人の住みたいところで生  
活を続けられるようにするための  
制度です。住環境整備事業の発展  
と、障害者の家に介助者を派遣し  
て生活（入浴やトイレ等）を支え  
る制度ではないでしょうか。特に  
後者についてあいまいな今回のプ  
ランは基本的に見直すべきである  
と考えます。

地域活動ホームは長年にわたり  
作業所をはじめとする地域活動の  
拠点として展開されてきたもので  
す。地域活動ホームは所属をとわ  
ず、障害者とわず地域の障害者  
をいろいろな形で柔軟に受け入れ  
てきた場です。グループホームの  
入居者にとっても週末等の活動の  
場として、ここ数年少しづつ充実  
されて来つつあるところです。ま  
た、活動ホームは地域作業所の環  
境を改善することにも大きな貢献  
をしています。さらに今活動ホー  
ムの建設要綱を廃止するというこ  
とを想定するならば、どこにい

二〇一〇年の横浜では、障害者は地域の中での自分の暮らしたい家に住み、「その家に」しかも「できるだけ自然な時間帯に」介助者が派遣されて暮らすことができる。また屋間の見直しを本計画の見直しをお願いする

です。

まちの中で No.7 1976.12.22 第3種郵便物認可 KSK通巻1070号(毎月4回5・15・20・25日)

**基本計画の見直しを!**

二〇一〇年の横浜では、障害者は地域の中での自分の暮らしたい家に住み、「その家に」しかも「できるだけ自然な時間帯に」介助者が派遣されて暮らすことができる。また屋間の見直しを本計画の見直しをお願いする

です。

まちの中で No.7 1976.12.22 第3種郵便物認可 KSK通巻1070号(毎月4回5・15・20・25日)

同じことがショートステイについてもいえます。施設でしか行なわれないショートステイは、地域性がなく、「学校に通えなくなる」「作業所に通えなくなる」といった日常生活の変化を避けることができません。障害者本人にとって、親がない状態に加えて、生活の中身まで変わってしまうことの重大さを無視してはならないと考えます。現在、作業所や活動ホームで自然な形で行なっている取り組みを、地域の中にきちんと位置づけ、援助者を派遣できるようなしくみをつくるべきではないでしょうか。

まちの中で No.7 1976.12.22 第3種郵便物認可 KSK通巻1070号(毎月4回5・15・20・25日)

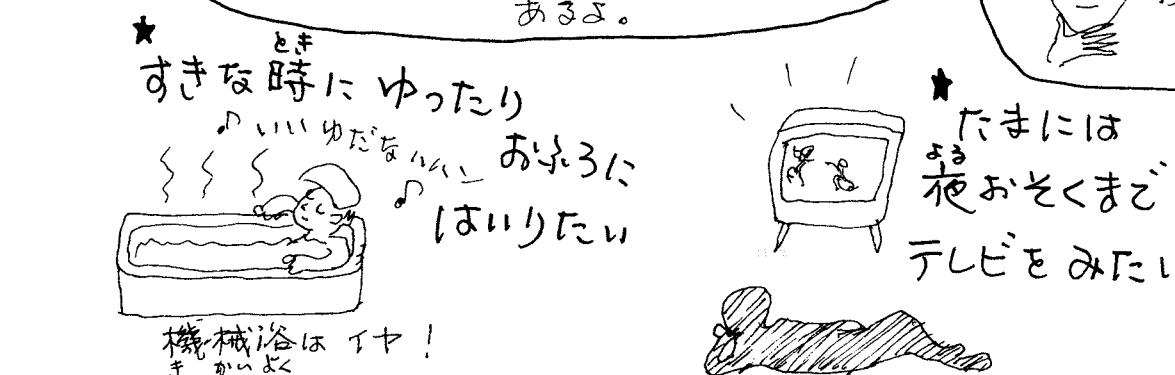
**レスパイitを**

**生活が継続できる**

横浜市が本当に障害者本人の選択権を保障しようとする内容を強化して行くべきであると考えます。

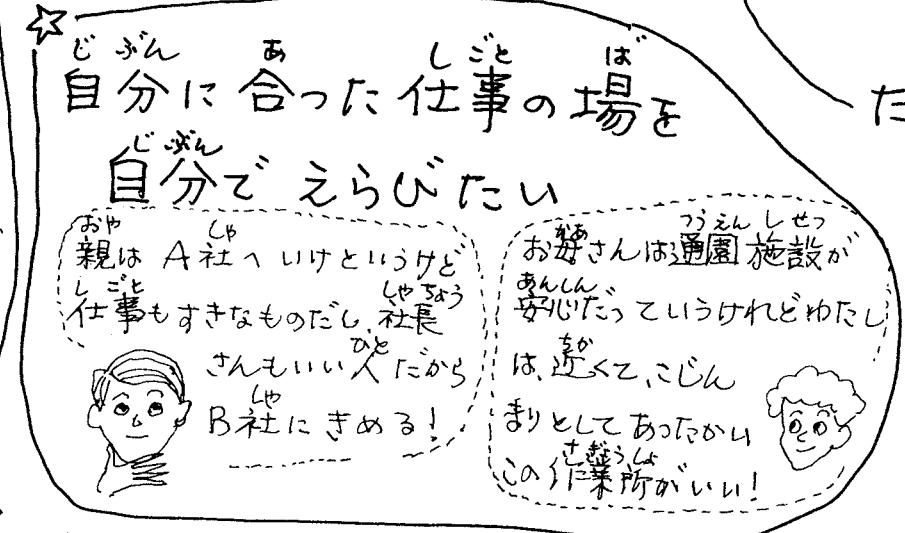
されば限られるほど、障害者本人も親も質の低いサービスにも甘んじるしかないと構造になります。これは、障害者に対する人権侵害と差別を助長するものであります。

まちの中で No.7 1976.12.22 第3種郵便物認可 KSK通巻1070号(毎月4回5・15・20・25日)



世の中の同じ年頃の人たちが  
ふつうにやっているように!!

わたしたちが「やがうのは  
ごくあたりまえのくらし



たまには  
夜おそくまで  
テレビをみたい

★ あそ  
遊びもレクリエーションも  
自分でえらびたい

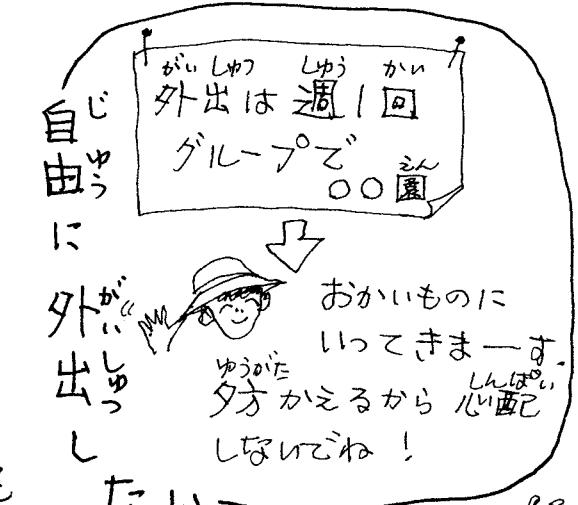
やあそびがしたい

彼とコンサート

サッカークラブを  
つくさんだ!

旅行  
ガラオケ  
エコと...

たべたいものをたべたい



ゆめはき2010プランは、  
こんなねがいをもつ私たちといっしょに考えて下さい

## せいかい 盛会だった 第3回 そろかい 総会



小泉君がんばって!!

小泉君がんばって!!

今年は初めてダンボの小泉君が  
自分で、マイクを使って本格的な  
会議をしていました。

時々爆笑が入ったりしてとても楽  
しい部会と総会でした。

山根 治子

今年は初めてダンボの小泉君が  
自分で、マイクを使って本格的な  
会議をしていました。

時々爆笑が入ったりしてとても楽  
しい部会と総会でした。

一九七六年七月九日、横浜市グレープ  
ルにおいて第二回横浜市グレープ  
ホーム連絡会総会が開かれました。  
今回は所属するグループホームも  
十七カ所にふえ、入居者、職員、  
運営者あわせて百名を越える人た  
ちが出席。たいへんにぎやかな総会

が開かれました。皆さんのはり  
きつている様子が伝わってきてた  
いへん頼もしく思いました。  
続いて昨年度の活動方針が決められ、総会は盛会  
のうちに終りました。

三時過ぎより大会議室において  
総会。新しくスタートしたグループ  
ホームの紹介を入居者の皆さん  
がしてくれました。皆さんのはり  
きつている様子が伝わってきてた  
いへん頼もしく思いました。  
報告。そして役員改選と今年度の  
活動方針が決められ、総会は盛会  
のうちに終りました。

職員部会長  
かなべ まさひこ  
金辺雅彦さんに聞く

インタビュー

入居者部会長  
はらだみえこ  
原田美恵子さんに聞く

記者：部会長に選ばれ、おめでとうございます。ご感想は？

金辺：へへへ ははは こまつたなあ～（ポリポリと頭をかく）

記者：これから部会でどんなことをやっていくたいですか？

金辺：みんなとなかよく。職員のありかたについて、みんなで考えたい。

記者：今回の総会についての感想は？

金辺：やはりおおぜい集ってうれしいです。みんなで力を合せて安心してくらせる、また働くような希望がもてました。時間がどおりに終らなくて困った。（ははは……）

記者：部会長に選ばれて、おめでとうございます。感想を一言どうぞ！

原田：エヘヘ、やだ～、うれしぇん！

記者：これから部会でどんなことをやっていくたいですか？

原田：たの楽しいこと！

記者：どんなことですか？

原田：あそび／ゲームとか……

記者：今回の総会についての感想は？

原田：まあまあだった。たくさんのグループホームができ、おおぜいの人があつまった。それがうれしかった。

今年度神奈川県はホームヘルプサービスの充実強化策として、「全身性障害者地域支援システム」を発表しました。

対象は①18才以上の脳性マヒ等全身性障害者で障害の程度が1・2級の単身で生活している場合、または②夫婦とも脳性マヒ等全身性障害者で介助者がいない場合。

内容は今までの昼間の対応に加えて、早朝6時30分~8時30分と準夜間6時~9時の5時間限度とし、毎日(三百六十五日)ヘルパーを派遣するというものです。この時間は特に介護を必要とする時間帯なので、地域での自立生活の継続と支援に資するとしています。

また、介護者を障害者自身が選任し市町村等が決定、登録、研修を行なうというものです。

サービスの充実強化策として、「全身性障害者地域支援システム」は発表されました。

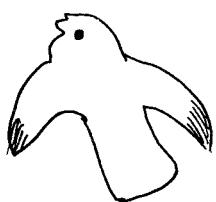
対象は①18才以上の脳性マヒ等全身性障害者で障害の程度が1・2級の単身で生活している場合、または②夫婦とも脳性マヒ等全身性障害者で介助者がいない場合。

内容は今までの昼間の対応に加えて、早朝6時30分~8時30分と準夜間6時~9時の5時間限度とし、毎日(三百六十五日)ヘル

今年度神奈川県はホームヘルプサービスの充実強化策として、「全身性障害者地域支援システム」は発表されました。

対象は①18才以上の脳性マヒ等全身性障害者で障害の程度が1・2級の単身で生活している場合、または②夫婦とも脳性マヒ等全身性障害者で介助者がいない場合。

内容は今までの昼間の対応に加えて、早朝6時30分~8時30分と準夜間6時~9時の5時間限度とし、毎日(三百六十五日)ヘル



ダンボ  
山根 はる治 こ子 画

今回の神奈川県の制度は障害者の立場から介助を考えたものと高く評価できます。この制度が発展すれば、障害者が自分の住みたいところで自立して生活するための強力な支援となるでしょう。残念ながら横浜市にはこの制度は適用されません。現在、市の制度では障害者が介助者をえらぶことはできません。

障害者と一口に言つてもひとりひとり障害はちがいます。知的障害者、コミュニケーションの障害がある人、介助の難しい人にとって、馴れない人では介助者としての役割が果せません。こういう障害者は横浜市が実施しているホームヘルプ制度は使えません。実際に生活する障害者の立場になつて考えてほしいものです。

このたび『グループホーム設置運営マニュアル』が発行されました。この本は「入居者の人権を守るために、横浜市在宅障害者援護協会・障害者人権擁護団体会員によるためのグループホームの運営」をテーマに、横浜市在宅障害者援護協会・障害者人権擁護団体会員によるためのグループホームの運営に關わった九年自になります。この十年のあゆみの中から九年の間にわたり、A型グループホームが試行事業としてスタートしてきました。A型グループホームが試行事業として十一年目。A型グループホームが試行事業として十一年目。

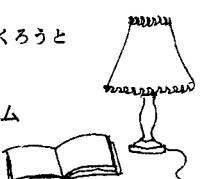
今後はダンボ、ふれあい生活の家がスターとして十一年目。

このたび『グループホーム設置運営マニュアル』によって編集されました。

### 本の紹介

これからグループホームをつくろうとするみなさんへ

障害者グループホーム  
設置・運営マニュアル



職員がいれば形の上ではグループホームが成り立つことになります。しかし、家の選び方、入居者の決め方、職員の選び方、どれをとっても、障害者の人権や自己決定を保障するという視点があるかどうかでその結果は大きく変わります。現在グループホームの運営に關わっている人たちも、これからグループホームを作ろうとしている人たちも、置いてほしいうつです。そして時々、運営内容や自分で振り返るのに役立ててほしいと思います。またこの冊子はまだまだ未完成だと思います。結論の出でないこともあります。さらに足りないこともあります。さらにグルーピングの数も増え、経験の積み重ねも多くなるにつれて、この冊子の内容も充実されていくことを願っています。

家があつて、メンバーがいて、

発行 (財)横浜市在宅障害者援護協会

**協力会員募集中!**

まちの中でくらしている障害者の姿や声をお届けする機関紙「まちの中で」を発行しつづけるためにご支援をお願いいたします。

会費(年) 1口 2000円

振替…00280-7-73608  
横浜市グループホーム連絡会

☆協力会員になつていただいた方に  
機関紙をお送りいたします。

**基金づくりにご協力を!**

グループホーム運営支援基金のためにみなさまのお手元でねむっている未使用のテレフォンカード、オレンジカード、ビール券、商品券などのご寄付をお願いします。

送り先・横浜市グループホーム連絡会  
事務局

〒231 横浜市中区本牧満坂10  
本牧生活の家 045-623-5318

ごありがとうございました ('94.4.1 ~ 6.31) (敬称略)

**寄付** 室津滋樹 西田幸子



**テレfonカード** 加藤欽子 田中栄子 岩崎賢江 桑原玲子 早川美佐  
篠竹照子 原田南海子 山田富也 市立高等養護学校(鈴木由紀子  
尾喜曜子 畠田純男 田辺政美) 市原かね子 安田綾子

**協力会員** 佐々波幸子 加藤欽子 竹中志津子 野崎秀次  
宮武都己子 深野博子 佐野英治 荒川綾子 外山弘子 奥泉真理子  
早川康式 早川美佐 山中明子 柴田洋弥 矢沢澄子 猪又久  
青いりんごの会 小沢温 水越玲子 大石和貴子 国本美代子  
原谷百代 上西真一郎 岡不二枝 熊谷十博子 あおぞら作業所  
原田南海子 永澤利子 秋本礼子 相守史子 河野和代 南馨  
鈴木愛子 恵和学園理事長 白根新治 白川こかえ 辻田平七  
熊王敬子 永田由美子 岩崎和子 加藤東美子  
森下博子 雨宮スエ子 本多敬子 岩崎賢江  
藤尾孝枝 森下トキ タンボ親の会

**編集後記** №7号は、2010フランに対応  
するため急ぎました。シリーズ「まちの中で」や新しい  
グループホーム紹介は次号で、編集員が少し替りました。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会  
横浜市港北区鳥山町1752

編集人 横浜市グループホーム連絡会  
横浜市中区本牧満坂10本牧生活の家

TEL 045(623)5318

FAX 045(623)5319

郵便振込番号 00280-7-73608

名称 横浜市グループホーム連絡会

編集責任者 室津滋樹

定価 100円